

## 第4章

# 地域包括ケアシステム推進のための重点取組事項

急速な高齢化の進行により、平成25年10月に名張市の高齢化率は25%に到達し、4人に1人が高齢者という時代を迎えました。また、今後、名張市は全国の倍のスピードで高齢化が進むと予想されています。

今回実施した高齢者生活アンケート・要介護認定者生活アンケート調査の結果と平成23年に実施した調査結果を比較すると、一般高齢者では一人暮らし世帯は3.0ポイントの増加、要介護認定者では0.7ポイント減となっています。世帯構成の変化から世帯人数の減少が予測され、家族機能の低下や介護の担い手の減少が見込まれます。アンケート結果からは、住み慣れた自宅での生活を数多くの方が望んでいる一方、介護が必要な状態になること、認知症になること、近所づきあいが薄れていることなどに不安を持っている人も多くいることが分かりました。

こうしたなか、高齢者一人ひとりの多様な状況やニーズに対応できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築してきましたが、急速な高齢化に対応できるよう更なる推進に取り組めます。

そこで、本計画における重点取組事項として、(1)在宅医療・介護連携の推進(2)認知症ケアの推進(3)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進(4)高齢者の住まいの安心と安全の確保の4つを進めていきます。

### 1. 在宅医療・介護連携の推進

名張市では、住民の高齢化に伴い増大する医療・介護ニーズに対応し、住民が住み慣れた自宅などで安心して暮らし続けられるように在宅医療と介護との連携の推進を図ります。また、限りある医療資源を効果的に活用するとともに、地域の医療・介護・福祉関係者の連携を強化し、在宅療養患者と家族への総合的な支援体制を推進します。

#### 【具体的な取組】

##### (1) 在宅医療支援センターによる相談支援・調整機能の充実

平成23年度から名賀医師会に運営を委託している在宅医療支援センターにおいて、在宅での療養を希望する入院患者や家族が安心して在宅へ移行できるように、医療や介護に関する相談支援、関係機関との調整など医療的な側面から支援を行います。

また、在宅療養中の患者や家族及び支援している介護支援専門員等の療養生活上の不安や悩み等が解消できるように地域包括支援センターと連携しながら後方支援体制を構築します。

##### (2) 在宅医療サービスと介護サービスの連携・調整

###### ○患者情報の共有

介護支援専門員等と市立病院をはじめとする関係機関の間で、患者、家族の同意のもと在宅医療連絡票（ケアサマリー）を活用した患者情報が共有できる体制を推進します。

退院後の在宅での療養を支援するため、病院において開催される退院時カンファレンスに介護支援専門員等が参加し、退院後の療養生活がスムーズに開始できるよう関係機関での患者情報の共有化を促進します。

### ○多職種協働によるケアネットワークの充実

在宅医療支援センターに設置されている在宅医療実務者会議で、医療・介護・福祉関係者による在宅医療を推進するための問題抽出や課題整理、また、情報共有や情報提供のあり方などを検討し、在宅医療支援関係機関が連携・協力できる体制を構築してきましたが、地域包括支援センターとの協働により一層の充実を図っていきます。

在宅医療に関わる多職種間の合同研修や同職種における医療関係研修等を通じ、多職種間の連携強化を推進します。

### （３）定期巡回・随時対応サービス、看護小規模多機能型居宅介護への取組

定期巡回・随時対応サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）や看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）を利用することによって、家族の介護負担の軽減や安心につながることから、サービスの実施に向けて事業者への働きかけや住民へ情報提供に取り組みます。

### （４）住民への普及・啓発

#### ○各種講演会の継続的な開催

在宅医療の推進を図るため、医療・介護・福祉関係者をはじめ地域づくり組織・地区民生委員児童委員協議会、住民を対象とした講演会を開催します。

#### ○住民への情報提供

住民が自らの選択により必要な医療・介護サービスが利用できるよう、ガイドブックの配布、広報やホームページ等による情報提供を行います。

## 2. 認知症ケアの推進

認知症は脳の病気であり、すぐ前のことを忘れてたり、人の顔や名前が見当がつかなくなったり、時には、外出して戻れなくなり、心配した家族が捜さなければならないことが起きたりします。本人は、頭の中がもやもやし、だんだん忘れていってしまうことへの不安や戸惑いがあり、様子が変わっていくことに気づいた家族は困惑したり周囲の人々にわかってもらえず辛い思いをされたりといった、大変な思いをされていることが少なくありません。

また、65歳未満の若年期で認知症を発症した場合は、周囲の理解不足による偏見や誤解など、本人や家族の精神的、経済的負担は計り知れません。

名張市では、要介護認定者のうち認知症の影響がある人の割合が年々増加しています。要介護認定の結果から、平成20年4月1日現在では「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の方が48.1%を占めていました。平成26年4月1日現在では、57.9%と、6年間で約10%増えています。そして全国的には、MCⅠ（正常と認知症の中間の状態）の有病率推定値は13%で、MCⅠ有病者数は約380万人と平成22年時点の調査で推計されています。

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する早い時期からの適切な関わりと必要なケアの向上に努めるとともに、地域の住民が認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう取り組みます。

### 【具体的な取組】

#### （1）認知機能低下を予防する取組

認知機能の低下を予防する取組として、生活点検票から認知機能の低下がみられる人を対象とする「認知機能低下予防教室」の開催を継続します。また、名張市社会福祉協議会が実施する認知機能の低下を予防する取組との連携や、多様な主体による認知症ケアに関する取組を推進していきます。

#### （2）早期発見・早期対応への取組

地域包括支援センターやまちの保健室等へ認知症が疑われる相談があった時、概ね6か月を目途に集中的に支援する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置します。「認知症初期集中支援チーム」は、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等がチームを組み、かかりつけ医や認知症サポート医、認知症専門医等と連携しながら、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活を支援します。

#### （3）認知症ケアパスの作成・普及

認知症になったとしても在宅で過ごすことができるよう、認知症の状態に応じた適

切なサービスを提供するために「認知症ケアパス」を作成し、普及に努めます。

また、認知症の人とその家族を支えていくために、医療サービス、介護保険サービスをはじめインフォーマルなサービスを含めた社会資源を整備するとともに、これらを認知症の生活機能障害に応じて体系的に紹介できるよう整理し、地域でいつまでも元気に暮らし続けられるよう支援していきます。

#### (4) 認知症ケアの向上

##### ○サービス提供体制の充実

認知症高齢者が、住み慣れた自宅や地域で自立した生活を継続できるよう、認知症デイサービス施設（認知症対応型通所介護）、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス施設の充実を図ります。

##### ○介護スタッフに対する研修会の実施

介護保険事業所職員を対象に認知症ケアに関する研修会を実施し、認知症高齢者やその家族のQOL（生活の質）向上に取り組みます。

#### (5) 認知症に理解のある地域づくり

##### ○認知症サポーター養成講座の開催

認知症について正しく理解し、認知症高齢者とその家族への応援者である認知症サポーターを養成するため、地域や市内の事業所、小学校・中学校・高等学校を対象に認知症サポーター養成講座を開催します。また、地域での活動を希望する認知症サポーターと協働で地域での理解を進める活動に取り組みます。

##### ○関係機関等の相互の連携を高める取組

認知症高齢者が地域で尊厳ある生活が送れるよう支援するために、主治医、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、サービス関係者、民生委員・児童委員など地域の関係者が地域ケア会議等を通じて連携した取組を進めます。

##### ○高齢者の権利と安全を守る取組

高齢者は、加齢に伴う心身の機能低下により自分自身の権利を守ることが困難な状況になってきます。とりわけ、認知症高齢者は、他者からの権利侵害を受けやすい状況にあるため、地域で暮らす権利や財産を守るための取組を名張市社会福祉協議会、消費者センターや名張警察署等の関係機関と協働・連携しながら進めるとともに成年後見制度の利用を支援していきます。

また、認知症高齢者等が徘徊によって行方不明にならないよう地域の見守り体制の構築を図ります。行方不明になった場合には地域や関係機関との連携により

早期に発見・保護につなげていく「地域SOSシステム」による捜索体制の充実を図ります。

#### (6) 若年性認知症への支援

##### ○若年性認知症の理解促進

若年性認知症への理解を促進できるよう、市広報などを通じて啓発を進めます。

##### ○若年性認知症者の生活の維持・継続への支援

若年性認知症者が、地域の中で生活が維持・継続できるよう介護などの支援メニューを提供します。また、就労可能な若年性認知症者には、障害者施策と連携しながら就労支援を行います。

#### (7) 認知症高齢者等の家族への支援

「認知症の人と家族の会」の活動を支援し、つどいの場を定期的を開催することで本人や家族が抱える不安や悩みを軽減できるよう支援します。

### 3. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

名張市では、平成26年10月現在、人口81,088人、高齢者人口21,391人で人口の減少と高齢者の増加が全国レベルよりも急速に進んでいます。高齢化の状況は、平成27年まで急増し、その後は緩やかとなり、2020年（平成32年）以降は、前期高齢者は減少しますが高齢化率は微増していくと推計されます。このことから、後期高齢者の増加による介護ニーズの需要が増すと予測されます。この増加する介護ニーズを介護保険サービスだけでなく、多様な担い手による生活スタイルに合ったサービスを提供することで、安心して地域で生活が続けられる基盤の整備を図っていきます。

また、介護予防の推進のため、機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど地域づくり組織の活動と連携しながら取組み、高齢者が健康を維持しながら、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし続けられるよう支援します。

健康づくりをはじめ、要介護状態になることへの予防、要介護状態になってもそれ以上状態を悪化しないような取組、介護予防で得られた活動的な状態をバランス良く維持するための活動や社会参加を促す取組を推進します。

#### 【具体的な取組】

##### (1) 地域における介護予防活動の推進による健康寿命の延伸

まちの保健室や健康支援室が地域づくり組織や名張市社会福祉協議会、健康づくり隊、名張市食生活改善推進協議会等と連携を深めることにより、地域において自発的

な介護予防活動が広く実施され、その活動が継続されるような取組を進めます。また、地域づくり組織の活動と協働した「まちじゅう元気教室」の開催や、この教室の受講生が地域の介護予防の担い手となるような支援を行います。

地域ぐるみで介護予防に取り組むことで、住民の生涯現役、健康寿命の延伸を目指します。

## (2) 対象者の把握と地域ケア会議の有効活用

まちの保健室は、民生委員・児童委員など地域の関係者と連携し、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする高齢者を早期に把握し適切な支援につなげるとともに、地域ぐるみの介護予防活動を促進していきます。

また、地域包括支援センターが関係機関や地域住民とともに地域ケア会議を開催し、個別の高齢者の課題を多面的に検討する場や、地域で必要な資源の開発等の取組や施策に反映させるための場として、有効活用を図っていきます。

## (3) 生きがいや居場所・出番づくり

高齢者が介護予防で得られた活動的な状態を維持し、閉じこもりを予防するため、地域内で定期的集える場として、夢づくり広場の活用や新たな通いの場の整備を行います。居場所づくりは、元気な高齢者、地域づくり組織や有償ボランティア、NPO法人、社会福祉法人など多様な担い手によって活動できるよう支援し、リハビリテーション専門職や保健師との連携を図ります。

また、通いの場には高齢者のみならず、障害者や乳幼児とその保護者、子どもなどが利用することにより多世代が交流できる場としての役割も望めます。さらに、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支援することにより支援する側の高齢者の生きがいや介護予防にもつながるため、このような高齢者による支援活動を推進していきます。

## (4) 要支援認定者の重度化予防

要介護・要支援認定を受けた要支援者には、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、自立と社会参加に向けた支援を行います。

## (5) 介護予防・生活支援サービス事業対象者へのケアマネジメント

### ○セルフケアマネジメントの推進

高齢者のQOL（生活の質）を維持・向上するには、高齢者自身がその健康保持や介護予防についての意識を持つことが重要となります。地域包括支援センターやまちの保健室、介護支援専門員、リハビリテーション専門職等から健康保持や介護予防についての情報提供や助言等を行い、セルフケアマネジメントに対する意識の向上に努めます。

## ○介護予防と自立支援のケアマネジメントの推進

地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントを通じて、対象者の心身の状況、生活環境等に応じて対象者自身の選択に基づくサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な援助を行います。

### (6) 生活支援コーディネーター等との連携

生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターと連携・協働し地域のニーズと資源の状況の見える化を図り、関係機関や関係者のネットワーク化を推進します。

さらに、名張市社会福祉協議会が実践している地域福祉活動と連携しながら、社会福祉法人やNPO法人、生活協同組合、農業協同組合、シルバー人材センターなど多様な担い手との連携や、地域住民自身が担い手となるよう人材育成体制の整備、地域で不足するサービスの創出に取り組みます。

(仮称)「地域生活支援サポーター」は、自ら住む地域の有償ボランティア活動に従事し、地域の生活支援ニーズとサービスのマッチングを行います。地域生活支援サポーターは、生活支援コーディネーターのバックアップを受け、地域間の連携や活動情報の共有、地域住民への生活支援サービスの情報提供に努めます。

社会福祉法人は、法人の所在する日常生活圏域における高齢者等の生活の質（QOL）の維持・向上を目指し、その目的を達成するために地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、地域づくり組織等と連携し実践的活動を担います。

### (7) 地域住民の自助・互助の意識の醸成

地域住民や地域づくり組織は、高齢者を取り巻く身近な生活課題を自らの問題と捉え、自ら対応する努力と地域で支え合う意識を醸成していきます。

## 4. 高齢者の住まいの安心と安全の確保

少子・高齢社会の進行により高齢者のみの世帯が増加するとともに、加齢による身体状況の悪化等により、住み慣れた家での生活の継続に支障が出る場合があります。それに伴い、介護や医療的ケアにも対応できる高齢者向けの住まいや施設に住み替えるといったニーズが顕在化していますが、その住宅・施設の種類は多岐にわたり、身体・経済状況等に合った住まいを選択することは難しい状況にあります。

また、自宅での生活を継続するためには、高齢者の身体の機能の低下を補うための段差解消や立ち上がりの補助といった日常生活を支障なく営むために必要な構造及び設備が必要となります。

これらの課題について、下記の取組を推進します。

### 【具体的な取組】

#### (1) 高齢者のニーズに合った住まいの情報提供

住まいは保健・医療・介護などのサービスが提供される前提であることから、高齢者自身による住まいの選択が必要となることがあります。自宅や自宅と同様に住み慣れた地域の人々や家族との交流を図りながら生活できるサービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、有料老人ホームやケアハウスなど住まいの情報提供に努めます。

#### (2) 住宅改修や福祉用具の活用の推進

高齢者は住み慣れた家であったとしても、加齢による心身の状態の変化により転倒などの危険が生じることがあります。地域ケア会議やサービス担当者会議等にリハビリテーション専門職が参加し、住宅改修や福祉用具の活用によって安全で安心した生活が継続できる取組を推進します。